

# 京都府生協連理事会学習会「いま、なぜ『改憲』なのか」

京都法律事務所 高山利夫弁護士

## ■改憲をめぐる情勢

日本国憲法は、1946年11月に公布され、翌47年5月に施行されました。もっとも本質的な部分は「国民一人ひとりの自由や人権を保障するために、国家の権力を制約する。そのために成文憲法をつくる」ということで、ここを離れると議論がちがった方向に流れます。

憲法問題は戦後政治のひとつの焦点でもありました。憲法ができてまもなく朝鮮戦争がおこり、自衛隊の前身の警察予備隊がつけられ、それが保安隊から自衛隊へとなる過程で、「9条や前文の平和主義の考え方と整合しない」という問題が提起され、違憲か合憲かと論議がつづきました。

50年代なかば、自民党は「自主憲法の制定」を基本的な考え方としてかかげましたが、天皇の元首化、愛国心の強調など、いまからすれば非常に復古主義的なものでした。ところが最近はそのような論調から変化してきました。

## ■2007年へ向って

自民党は今年6月に論点整理を発表し、「憲法の全面改正が必要」という立場を打ち出しました。公明党も6月に「環境権など新しい権利を加える『加憲』の立場をとる」と発表し、「憲法9条も対象にする」としているようです。民主党も、「日本の国のあるべき姿を示す新たな憲法を創る『創憲』の立場」だとして、6月に中間報告を発表しました。

3党の発表時期がそろっていたのは、約3年間のスパンで「改正」に関する考え方をまとめているのです。衆議院解散がなければおそらく今後3年間に選挙はなく、2007年が非常に大事な年となります。

民主党の岡田さんが、党首になってすぐアメリカに行き、「来年中には改正案をまとめる」とか「憲法を改正し、国連決議がある場合は多国籍軍に参加する」といいました。少なくとも「国連という網をかぶせて軍事活動に参加する」ところまでは認める立場になったわけです。

国会には憲法調査会ができ、2005年1月に最終報告を出すといわれています。

アンケート調査では、憲法改正を是とする国会議員が圧倒的です。96条に定められた改正の発議の要件は「各議院総議員の3分の2以上の賛成議決」ですので、政党間で案がまとまれば、憲法「改正」にかたむくことは間違いありません。

## ■経済界、マスコミの動き

最近、とくに目立つのが、経済界・経済団体が憲法問題で発言し、「改正」を是とする立場で意見書や報告書を出していることです。

具体的には、現在の日本国憲法前文について「国際平和構築に主体的に参画する方向にあらためるべきだ」といい、外交・安保の分野では「安全保障体制・危機への対処について議論ができていない」、集団的自衛権については「解釈を変えれば行使できる」、権利義務、公共

の福祉の分野では「公意識を共有するように、国民意識を確立する必要がある」といっています。一方で市場の規制を緩和しながら、他方で国家が非常に強い存在になっていく、それがはたしてよい社会なのでしょう。

マスコミ界では、読売新聞が何年も前から「憲法改正試案」を発表し、世論をリードしようとしています。

## ■自衛隊と改憲論

自衛隊の海外派兵は、ここ十数年のうちに大きく進行しました。当初は「実力行使がありうるような平和維持軍には参加しない」はずでした。武器使用も、「正当防衛か緊急避難のみに行行使する」とし、憲法精神には適合していないが、憲法の平和主義を乱暴に蹂躪できない、そういう配慮が見える論議でした。1995年、北朝鮮での核疑惑をきっかけに、日米間の同盟関係を変えていく新ガイドラインができ、有事法制や9条の制約についても議論されましたが、少なくとも、この過程でアメリカからの9条へのあからさまな要求はありませんでした。

ところが、1999年に「日本周辺で平和と安全に危険をあたえる事態が発生した場合、日本はアメリカ軍に協力する」という周辺事態法ができました。政府の理屈は「後方支援であり、後ろで応援するからかまわない」というものでしたが、法律の世界ではそれを「共犯」といいます(笑)。2001年9・11テロの後、「テロ特措法」ができ、はじめて戦闘地域に自衛艦が派兵されました。このときは「テロという特別事態だ」といわれましたが、これはアメリカ占領当局の同意がなければできないことなので、国際法的にはあきらかに「侵略者」です。

イラク派兵について、政府は「イラクの人道復興支援であり、指揮権は日本が持っている」といいます。しかし、自衛隊は給水活動だけをやっているわけではなく、米英軍を対象とした安全確保支援もやっているのです。

今年になって占領が終わりましたが、それまでの米英中心の占領軍が、国連安全保障理事会が活動を認めた「多国籍軍」に衣がえし、自衛隊はそこに参加することになりました。これまでは「多国籍軍に参加することは憲法上許されない」というのが内閣法制局の見解でしたが、今回は「多国籍軍が武力行使を任務にしている、自衛隊が武力行使をしないのであれば、憲法上問題はない」という見解に変わりました。いまは多国籍軍のなかで従来の活動を継続しています。

その間、日本国内では有事法制が成立しました。現実的には戦争はあくまで政治の延長で、ある日突然、ミサイルが飛んでくることはなく、政治や外交が地道に努力すれば戦争は防げるでしょう。そういう状態なのに有事法制ができたのは、本質はアメリカ軍への協力のほうが大きいということです。

海外での武力行使について、「自衛のための戦力を明記する」という点では、賛成する国民もいるかもしれませんが、「集団的自衛権」を考えると、「アメリカが攻撃された時、密接な関係にある日本が、自国は攻撃

されていないにもかかわらず、アメリカに対する攻撃を排除するために反撃する権利」ということになります。

内閣法制局や政府の9条に対する従来のスタンスは、「排除したのは侵略戦争である。自衛のための必要最小限の実力組織は憲法上保有することが認められており、憲法9条2項による『戦力』ではない」というものでした。つまり「集団的自衛権」までは認められないとしてきたものを、自民党は認めようというわけです。

一方、民主党は「国連の集団的安全保障に参加する」としています。じつは、国連の集団的安全保障には9条とはかさならない部分があり、国連憲章には「国際平和にとって重大な脅威のある国が侵略行為をはじめれば国連軍を結成する」とも書かれています。さらに、国連憲章は51条で「個別的な自衛権と集団的自衛権」を認めており、ここが日本国憲法とは違う点です。

## ■憲法観の変質

自民党の「論点整理」では、「憲法は国家権力を制約するものという考え方は間違っている。憲法は、国民の利益、ひいては国益を守るためのルールである」としています。民主党は「憲法は、国民一人ひとりがどのような価値を基本に行動すべきかを示すものである」としており、自民党ほどではないにしても、憲法の「権力制限規範」からすると問題があると思います。

国民主権の憲法は国民が「国会議員はこうあるべきだ」と定めるものですから、発想が逆転しています。その意味で、自民党や民主党の論点は憲法観の転換、変質ではないかと思うわけです。

この変質は、端的には「憲法99条の憲法尊重擁護義務をなくしたらいい」という論議にあらわれています。憲法は公務員にたいしては憲法を尊重擁護する義務を定めているが、国民にたいしては定めていません。国民主権ですから、国民が必要と思えば憲法を改廃できるし、そのための議員を選べばいいので当然のことなのです。

この99条は「第10章 最高法規」に定められ、第10章最初の第97条は基本的人権として「この憲法が定めている自由権、社会権、参政権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、現在及び将来の国民に対し、不可侵のものとして信託されている」とうたい、その章の最後で「(国事行為者としての) 天皇以下の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負う」とうたっていて、たいへん意味深い構成になっているのです。

それから、憲法が「国民の権利ばかり定めて義務はあまり定めていない。権利と義務は一体だ」という議論を政治家や経済界の方がたが好んでされますが、憲法は権利保障のための法典ですから、国民に権利を保障するのは当たり前のことです。また、「国民に対し公共の責務を守る義務を定めた規定をおく」というものもありますが、友人・知人、財産、地域等を大事にしたいという思いと「愛国心」とは少しレベルがちがう問題で、このよ

うなことを憲法に書く意義はないと思います。

もうひとつは、社会保障にたいする考え方です。いますすめられようとしているのは「社会連帯と共助」というもので、基本的には家族や地域社会の連帯で助け合いましょうという議論です。これも日本国憲法がかかげている考え方とは180度ちがいで、こういう規定が入ると社会保障の貧弱ぶりはますます定着します。企業にすれば社会保険の事業主負担をなくしたいのかもしれませんが、それは企業の論理であって、国民全体の論議としては成り立たないと思います。

## ■改憲を肯定する「論拠」にたいして

改憲を肯定する論拠のうち、「押しつけ憲法」論は以前からいわれてきました。たしかに現在の日本国憲法は占領下で制定されましたが、成立の過程で初の普通選挙が実施され、女性議員も誕生しました。その衆議院で現在の日本国憲法は審議され、当時の毎日新聞でも、できあがった憲法典について約8割の国民世論が支持したと報じています。

一方、「新しい人権を保障し、新時代の憲法を」という人たちもいます。なかには善意の方もいるでしょう。しかし、国が実施しなければならない制度で欠けているものがあるとすれば、それは法律をもって充実させるべきで、そうすればたいへん問題はすんでしまいます。

第13条の幸福追求権、第25条の生存権も、国に要求する権利としては非常に多様なものをふくみうる余地がありますし、その意味で新しい時代に十分対応できる憲法だと思います。「憲法に明文がない事項を法律で定めることは違憲だ」という議論は、ありえません。明確に憲法に違反していないかぎり、憲法は新しい人権に十分対応してきたし、国際協力をするうえでも障害になることはありません。

## ■憲法9条をもつ国ができること、しなければならないこと

日本国憲法は、少なくとも人権規定については豊富な内容を持ち、新しい時代にも十分たえうるものです。平和の問題では、本来は日本のような「徹底して平和主義でやっています」という憲法をもつ国こそが、国際社会での役割がほかにあるように思います。そのためにもう一度日本国憲法の意義を確認し、憲法にもとづく社会にしていく努力が求められているのではないのでしょうか。

いま「9条の会」が各地で結成されつつありますが、私たちは「国の未来のあり方にたいする主権者の責任とは、こういうことだ」といわれた方がたの思いに賛成し、平和をもとめる市民と手をつなぎ、憲法9条や前文が想定している国際社会をめざし、できることからはじめたいと思います。ありがとうございました。(拍手)